

第4回本人確認情報保護審議会議事録(2003.3.26)

出席委員

不破委員(審議会会長)、佐藤委員(会長代理)、櫻井委員、清水委員、中澤委員、吉田委員

県出席者

山本市町村課長、松林情報政策課長 ほか

事務局:

定刻を若干回りましたけれども、委員の皆さまおそろいでございますので、ただいまから「第4回長野県本人確認情報保護審議会」を開会いたします。早速ですが、これより審議に移りますので、不破会長のほうから進行をお願いいたします。

不破会長:

はい。本日はお忙しいところどうもお集まりいただきましてありがとうございます。
これより審議事項に移りたいと思います。本日は18時に終了するということを目途として開催させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。本日の式次第はお配りしたとおりで、まずは本日の審議事項を確認したいと思います。まず一点目は、前回の審議会におきまして各市町村を回る現地調査を行わせていただいたわけですが、それについてもう少しいくつかの市町村を回って現地調査をする必要があるのではないかということになりましたので、それについては私とあと佐藤委員とで回らせていただきました。これについての報告、それからその時にいくつかの市町村から各担当者が集まって話し合う場を設けてほしいというご要望がありました。それにつきましては市町村担当者の連絡会議というものを開かせていただきまして、それについて清水委員と佐藤委員がご出席いただきましたので、そのことについての報告をさせていただくと。それがまず一点目であります。次に二点目ですが、やはり前回の審議会におきまして、システム全体のセキュリティということについては地方自治情報センターに対していろいろと問い合わせをしていく、いろいろと質問をしてヒヤリングをする必要があるのではないかというご意見がありましたので、本日地方自治情報センターの職員の方おふたりが待機しておりますので、スケジュールについてご協力をお願いしたいと思います。それから三番目に、やはり前回の審議会におきまして、各市町村の中の庁内LANというところのセキュリティについて早急に調査をする必要があるのではないかということで、全市町村の庁内ネットワークの調査を実施いたしました。これにつきましては県の情報政策課及び吉田委員さんのほうで調査をいただきましたので、これにつきましてはこの状況についての説明をいただきたいということであります。ただセキュリティ上の問題で、以上申し上げました審議事項の二番目と三番目につきましては非公開で行わせていただきたいと思いますのでご了解のほうをよろしくお願いいたします。

では、まず一点目の市町村の担当者連絡会議の開催結果につきまして、先般の長野地区、長野地域で開かれまして「戸籍住民基本台帳事務協議会における市町村連絡会」が開催されましたので、本審議会からも佐藤委員、清水委員が出席をいたしました。ここでこの連絡会の開催結果について出席委員の方

からのご報告をまず最初をお願いをしたいと思います。ただ、4時にはヒヤリングのほうを開始したいと思しますので、ディスカッションの方は場合によってはその後でということも考えられますのでよろしく願いいたします。じゃあ、清水委員のほうからご報告をお願いいたします。

清水委員：

私のほうから簡単に説明させていただきます。

資料1ですが、3月14日に長野地方法務局で行いました。それ以外の都市部からも多数の方が参加していただきまして、県内から32市町村、職員38名、事前の告知期間が1週間ないし10日間くらいしかありませんでしたが、年度末の非常に忙しい時期でありましたがたくさんの方が集まってくださいました。これには私たち委員2人、それから長野県の市町村課、情報政策課にも同席していただきましたが、2部の意見交換会の方では県の職員の方には退席をしていただきました。というのは、市町村の中で参加をしていただいて意見を言いたいという人とですね、参加をすると意見と言にくいという方と両方いたので、両立がしなかったものですから、今回限りということじゃないもんですから、初回はそういう形を採らせていただきました。

3月議会中という非常に困難な時期でしたけれども、担当者がこの問題を非常に重く受け止めているということがたくさんの方の参加につながったのではないかなというふうに思います。今後の意見交換として、今回が初めての集まりということもありまして、それから知識についてばらつきがありまして、コンピュータに対する知識、法的な知識に非常にばらつきがありましたので、住基ネットに関連する法律的問題点、主に自治事務という観点から私の方から説明をし、コンピュータネットワークの基礎知識に関して佐藤委員の方から説明をしていただき、その後質疑応答を行いました。第1部の質疑応答はそこに書かれているような内容で、住基ネットからの離脱について長野県はどう対応するのかという非常に難しい質問をされて、県の職員は絶句をしておりまして、非常にきつい質問でした。住民票コードの告知サービスには非常に苦労したとかですね、住民向け説明書の作成について、県も協力してくれないかというようなものが全体のところで出ました。第2部の意見交換会では、Aグループは佐藤委員にご進行をお願いしまして、こちらでは主にコンピュータの管理のあり方についての意見交換が多くなっています。4ページ目はBグループで私のところですけども、もうちょっと私のほうは本格的になります。システムがよくわからないんですけどねという皆さんの意見があつてですね、それから住民票コードの通知事務がとても負担だったということですが、住基カードについての予算を今の議会で取り上げていたところは1カ所だけで、6月議会になるだろうということがそれ以外の自治体で、まだ金額をどうするかとかですね、それから利用範囲の拡大ということを言われているけども、全く目途が立っていないというような意見が出ておりました。私のほうからは以上です。

不破会長：

佐藤さんのほうから報告されますか。

佐藤委員：

Aグループの内容をкаいつまんでご報告しますけれども、環境面ですね、どうもその業者とかいろいろの方が出入りしているということなんです。それからやはり長年のつきあいですね、基本的には業者の方とも信頼関係ができ上がってるので、保守とかも含めてほとんどお任せをしてるという実態が

はっきりしました。そのあたりをですね、今後どういうふうに契約書等で責任を明確にしていくかということが、あるいはその二次、三次の下請けの対応等をどういうふうにしていくかということが今後の課題かと思えます。それからサポートの依頼先ですね。これは特徴的にですね、L A S D E C や、あるいは県の方もそのへんの対応をしていただけるんですが、どうも担当の方の総意としてはですね、基本的にやっぱり業者が全部面倒を見てくれると。自分たちのシステムをつくったのも業者ですから、その自分たちの既存のシステムも知ってるし、それから住基のネットのこともよく知っていると。従って、業者を抜きにして今はお願いできないと、こういう実態が出てきた。これに関しては、いい悪いの問題は後にしまして、こういう実態ですから、それを踏まえて今後どういうふうにしていくかということですね、L A S D E C のあり方とか、あるいは県、行政さんのほうでどういうふうに行っていくのかということを考える必要があるんだろうと思えます。

それで前回も私は知事とですね、県の担当の方が市町村の人の面倒をどういうふうに見ていけばいいかと。やはりそれぞれの市町村の担当の方は一人で加わってますから、県としてそれをどう支援するかということを考える必要があるというようなことを申し上げましたけれども、どうも現場はですね、やはり総じて、今県の人になんか頼んでもなかなかそれは実際にはちょっと難しいので、直接どうこうしてほしいというようなことは出てこなかったんですね。もしかしたら、今のいわゆる県と市町村のあり方の基本的な枠組みの中では県としては非常に頑張ってるんですけど限界かもしれないのでですね、今後どういうふうにかんことを考えていくか、対応していくか考えなきゃいけないと思えます。簡単ですが以上です。

不破会長：

はい、ありがとうございます。では引き続きまして、資料2をご覧ください。

私と佐藤委員とで行きました市町村の現地調査を踏まえたもの。これは前回の資料に付け加える形で資料を作らせていただいております。調査日は3月の18日、19日。行きましたのは規模の小さな村3カ所です。南信の村2カ所と北信の村1カ所ということになります。前回と同じように各市町村の名前がわからない形でここに書かせていただいておりますけれども、それぞれの項目の最後の三つというのが今回調査をしてきたものになります。詳しくはお読みいただければいいと思えますけれども、かいつまんで説明いたします。

環境につきましては、ほかの市町村、これまで行きました市町村と同様の問題がいくつかありまして、基本的にはファイアウォールがあるから安心だと思っているところが非常に多いと。それから2ページの最後のところにありますように、住基ネットの端末機、住基ネットの一番肝心のサーバと端末との間にハブがありまして、ここにいろいろな機器が自由に挿そうと思えば挿せるようになっているということが。それについてのセキュリティに関する不安を特に担当者の方が感じておられないということ。これは前回のときにも感じたことです。それから次に、担当者が現在感じている不安につきましては4ページの「住基ネットに関する意見」の上の下から四つ目のところ。これはL A S D E C から毎日のように情報がくるが中身のすべてはとても理解できないと、マニュアルが大量にあるんだというようなお話がございます。これは本当に小さな村で村役場の職員の方が30人とかということなんですね。そういうところに日本中のセキュリティを一身に背負う形で責任が覆い被さってるという現状がここでも見て取れるような気がいたしました。それから4ページの「住基ネットに関する意見」のすぐ上のところには、これはその前日に地区協議会というのが開かれたので、ここでこういう話が出ましたとい

うことが紹介いただきましたのでそれを載せてあります。次に「住基ネットに関する意見」につきましては6ページの一番上の項目、それからあと三つが今回の調査の結果なんですけども、基本的には法律に従ってやるしかないという認識でいたとかですね、それから次のところが特徴的なんですけども、県から自治事務という説明が特になかったので自治事務とは知らなかったと。法律に従ってやるのが当然と考えていたというところもございます。離脱をしたいとも考えてるのだけでも既に多額の投資をしてしまったので、というようなご意見もございました。それから住基ネットに対する住民のご意見という意味で見ると、7ページのまん中のこの三つというものは今回の調査結果なんですけども、特に大きな住民の方からのご意見というのは基本的には上がっておりません。ただ、個人情報なのに番号通知を家族単位で通知したのはなぜかというような問い合わせがあったというところもございました。それから首長との評価のずれについてなんですけども、8ページのところの上から四つ目からの三つなんですけども、小さな村に行きましたので、それぞれ村長は合併問題のほうが大変で、そちらに取り組んでいるので、特に住基ネットに関する認識で意見の一致をみているとは、というような話はありませんでした。ある村では、村長とは特にそのことでは話をしていないと。話をしていないのにどうして参加することになったのかというのはよくわからないんですけども、担当者は村長とは特に話をしていないというところもございませぬ。それから住基カードに関しては、9ページの上から三つ目からの三つなんですけども、特に独自サービスの予定はどこの村でもございませぬ。それから県や審議会への要望なんですけども、これは大きく変化いたしまして、戸籍事務協議会で実際にこの住基ネットについての話し合いがあったということ踏まえてのご意見ということで、戸籍事務協議会でこういうことが話し合えるんだということが各村にも伝わっておりまして、戸籍事務協議会に対する非常に期待が高まっている。そういうところを使ってコンピュータやネットワークの入門等の学習会をしてほしいとか説明会をしてほしいとか、勉強したいんだというご意見があります。それから県の地方事務所の職員、地方事務所というものが実はこの住基ネットに関してあまり市町村から見ると頼りにならないんだということで、地方事務所の職員の方も一緒に勉強会に参加してほしいというご意見もございました。それから今回行きました三つの村に関しては、それ以外に地方自治情報センターに関する要望もありまして、主にサポートの面で、いつ電話しても電話が混んでいるんだとか、それから前に質問したことを踏まえて次の質問をしたいんだけども、その都度担当者が変わる、電話に出る方が変わって、前の状況というものが把握されていないので、また一から説明しなきゃいけないと。これはサポートの契約のあり方にもよるんでしょうけども、普通の何かサポート契約を結ぶと、それぞれのサポート状況というのがずっと記録に残っていて、それを踏まえて次の質問ができるのに、L A S D E Cに関してはそういう体制が整えられていないので、だから結局L A S D E Cには質問をしないで業者に質問をしているんだというようなご意見がございました。

佐藤委員のほうで補足されることがありましたら。

佐藤委員：

これでよろしいようです。

不破会長：

4時から地方自治情報センターの方のヒヤリングをしたいと思っておりますので、5分ほど時間がございませぬけれども、今この時点でご意見等ございましたらぜひ発言をいただきたいのですが。

佐藤委員：

3個所回った感想なんですけど、もう今説明がありましたけれども、2ページ目のところにですね、ある市町村で住基ネットの担当者がいたにはいたんですけども、住基ネット担当者のほかにコンピュータとかネットワークのわかる職員が一人いるというぐらいなんですけども、そういうところでもですね、基本的にOSが古かったり、あるいは基幹系とですね同じネットワーク上にインターネットにつながるようなパソコンが設置されてると。ファイアウォールがあるからいいと思ってるということ。これは非常にショックでしたね。ほかよりも知ってるんですけども、しかしこういう説明を受けてるので大丈夫だと思ってるというのが、非常に印象に残りました。それから4ページ目のところでですね、地区協議会での意見ということで、緊急事態の発生のときにどうすればいいかわからない。セキュリティポリシーとかですね、緊急対策とかということで、一応マニュアルはできてるんですけど、実際中身がないんです。そのあたりを今後どういうふうに、具体的にどういう行動をすればいいかというものをですね、少しもう少し全体として県内のですね、指導性を発揮するようなことをつめていく必要があるんだろうと考えました。それから6ページ目の一番最後。ちょっと逆説的な言い方ですけども、8月から2次稼働が始まるとまたいろいろ問題が出てくると。担当者としてはですね、周りから不安だ不安だ、心配だと言われている。住民からですね、どうなってるのって聞かれちゃうということで、その不安材料を払拭してほしい。そのためにはちゃんときちんとしたですね、安全なんだという説明を、ただ言葉だけではなくて、やはりちゃんと説明してほしいと。これが説明できれば物事簡単なんですけど、さあこのところどういうふうに…。実は非常に不安な材料を抱えながら大丈夫、大丈夫っていうのが今の実態なんで、でもそれはもうバサバサ化けの皮がはがれちゃってるわけですから、さあそれをどうやってちゃんと安全なんだというふうに事実を持ってですね対策を示していく必要があるんで、それをこれからどうしていくかっていうことが課題であろうと思います。以上です。

不破会長：

先ほどのお話で、環境について、ネットについて詳しい職員がいて、その方はインターネットがその横にあってもファイアウォールで守られているので安心だというふうにおっしゃっている。それがファイアウォールがあっても全然安心じゃないよっていうのは、実は3月19日に吉田委員さんの方で県庁におきましてファイアウォール越しにサーバの攻撃をするというデモンストレーションをやっていただきました。じゃあ、ちょっとそれについてかいつまんでお話をいただけますか。

吉田委員：

はい。ファイアウォールをですね越えてウィンドウズNTサーバを管理者権限を略奪するというプロセスと、それからもう一つはVPNですね、ヴァーチャル・プライベート・ネットワーク、IPsecの盗聴という点も。まあ二つとも簡単にですね、運用を間違えていればこんなにあっさりと略奪ができるというお話と、それから管理者権限もいわゆるインターフェースですね、グラフィカル・ユーザー・インターフェースと呼ばれている操作ウィンドウズで、手元に持ってファイルを消したり追加したり、自由にできると。もう完全に乗っ取っちゃうというプロセスをお見せしました。どんなファイアウォールを使っても、開いているポートがあれば、どのファイアウォールであっても同じことであって、ファイアウォールそのものに乗っ取るということと、ファイアウォールの奥にしまっているサーバに乗っ取るという話は違うということですね。今回の住基ネットのサーバというのは大変あっさりですね、イン

ターネットにつながっているセグメントからは、略奪することができてしまうということがはっきりしたと思います。それからVPNについてはI P s e cであっても、やはりフリーシェアードキーという運営がされていれば非常に危険であるんだということが実証できたかと思いました。

不破会長：

私もこのデモを見させていただきましたけども、ファイアウォールがあるっていうことは逆に言うと穴が必ず開いているんです。穴がないようなファイアウォールというのはあり得ない。そのファイアウォールの意味をなさないんで、穴開けたくなければ線を抜けばいいんで、ファイアウォールがあるということは穴が開いていると。穴があれば必ずそこから入ってしまう。特に今回デモをしていただきましたのは、特別な機器がなくてもインターネット上で、ただツールを集めてきただけで、それを組み合わせて入れちゃったということで、ある意味、少しいろんな知識をインターネット上で集めれば誰でもが入ってしまう危険があるということが大変な衝撃でした。各市町村を回るとファイアウォール絶対論があって、ファイアウォールがあるからうちは安心だっていう意識があるんですけども、これはこの後の各市町村のLAN環境のチェックの中でもちょっと打ち合わせをさせていただいて、各市町村に是正を求めていく必要があるかと思っています。

それでは、またあとご意見等あると思うんですけども、時間になりましたので、地方自治情報センターの方に来ていただきましてヒヤリングをさせていただきたいと思います。では、申し訳ありませんけれども、ここからは非公開ということで、傍聴の方におかれましては申し訳ありませんが退室をお願いいたします。

(以下、非公開につき掲載しておりません。)